

# 北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会（第3回） 次第

〔日時：令和元年10月23日（水）15：00～  
場所：道庁本庁舎 地下1階危機管理センターB〕

## 1 開 会

## 2 意見交換

「北海道消防学校教育訓練等のあり方に係る方向性（案）」について

- ・ 教育訓練のあり方
- ・ 組織運営体制のあり方
- ・ 施設整備のあり方

## 3 その他

### 《配布資料》

NO	資料名
資料	北海道消防学校教育訓練等のあり方に係る方向性（案）
参考資料	北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会（第1回・第2回）会議資料及び議事録（簡易版）

北海道消防学校教育訓練等のあり方検討会（第3回） 出席者名簿

1 構成員

区分	所属	役職	氏名	備考
国	総務省消防庁消防大学校	教務部長兼調査研究部長	守谷 謙一	
消 防 機 関	札幌市消防局	消防局長	萬年 清隆	
	札幌市消防学校	消防学校長	輪島 俊光	
	函館市消防本部	函館市消防長	近嵐 伸幸	
	苫小牧市消防本部	苫小牧市消防長	脇坂 恭敬	(代理) 次長 寺島 正吉
	小樽市消防本部	小樽市消防長	土田 和豊	
	旭川市消防本部	旭川市消防長	吉野 良一	
	釧路市消防本部	釧路市消防長	墓丸谷 修一	
	公益財団法人北海道消防協会	常務理事	林 信男	欠席
防 災 専 門 家	公益財団法人札幌市防災協会)	防災・危機管理専門官	細川 雅彦	座長
	日本赤十字北海道看護大学	教授	根本 昌宏	

2 オブザーバー

所属	役職	氏名	備考
陸上自衛隊北部方面總監部防衛部防衛課	運用班長	小林 憲正	(代理) 飯干 伸一 1等陸尉
第一管区海上保安本部警備救難部	救難課長	寺中 薫	
北海道警察本部警備部	災害対策官	渡部 雅彦	(代理) 警備部警備課 課長補佐 板垣 孝謙
北海道市長会事務局	参事	野宮 治夫	欠席
北海道町村会事務局	主幹	吉田 茂雄	欠席

3 事務局等

区分	所属	役職	氏名	備考
道	消防学校	学校長	藪本 秀彦	
		副校長兼総務課長	伊賀 学	
		主任講師	東村 丞	
		総務係長	宮本 竜也	欠席
	総務部危機対策局	危機対策局長	辻井 宏文	
	総務部危機対策局危機対策課	消防担当課長	高梨 勝則	
		消防グループ主幹	相良 光彦	欠席
			秋田 正義	
		消防グループ主査	菅井 大介	欠席
	木村 真			
	総務部総務課	総務課長	成田 正行	(代理) 主幹 播磨 康宏
	保健福祉部地域医療推進局地域医療課	医療参事	人見 嘉哲	欠席

## 北海道消防学校教育訓練等のあり方に係る方向性（案）

## 目 次

## 第 1 章 教育訓練のあり方

- 1 教育訓練に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 教育訓練に係る札幌市消防学校との連携・・・・・・・・ 4
- 3 教育訓練の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第 2 章 組織運営体制のあり方

- 1 組織運営体制に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 組織運営体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 第 3 章 施設整備のあり方

- 1 施設整備に係る課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 施設整備に係る札幌市消防学校との連携・・・・・・・・ 13
- 3 施設整備の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

# 第1章 教育訓練のあり方

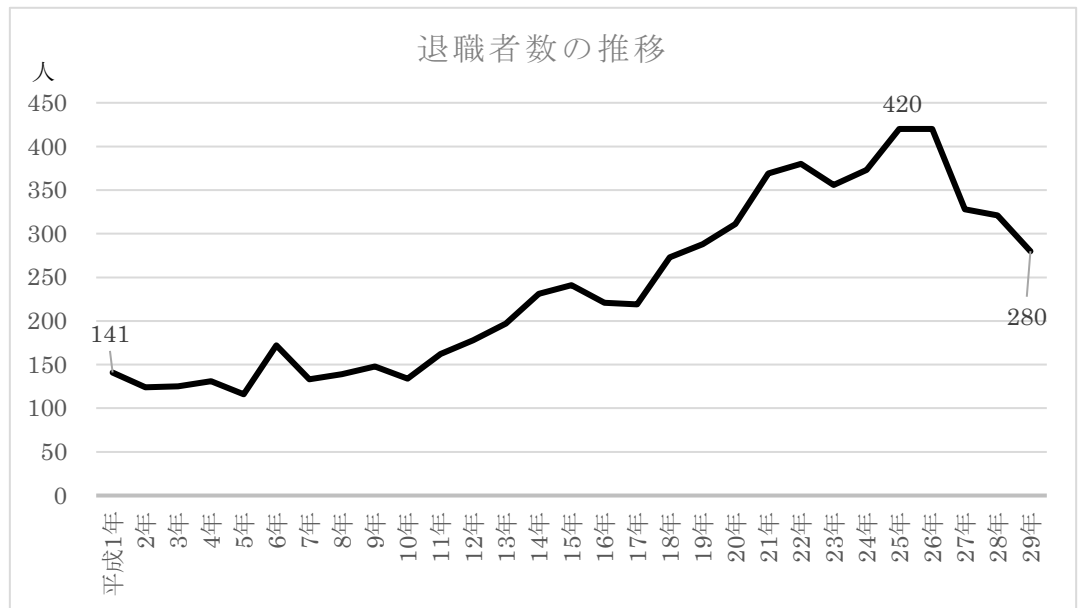
## 1 教育訓練に係る課題

### (1) 消防を取り巻く環境の変化に伴う課題

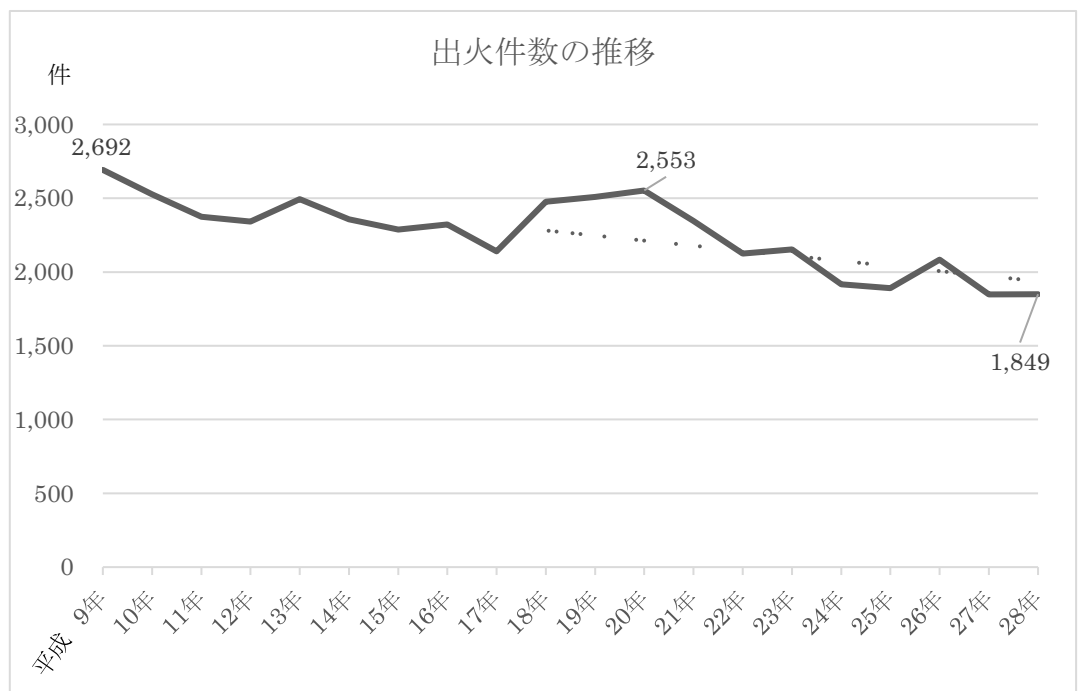
#### i) 団塊の世代の大量退職

道内の消防本部を含む全国の消防機関では、団塊の世代の大量退職により専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員が減少し（図1）、これに伴う新規採用者の大幅な増加がみられる中、火災件数等の減少など（図2）により若年層の現場経験が減少傾向にあることから、安全管理を含めた災害対応力の低下が懸念されている。

〔図1〕



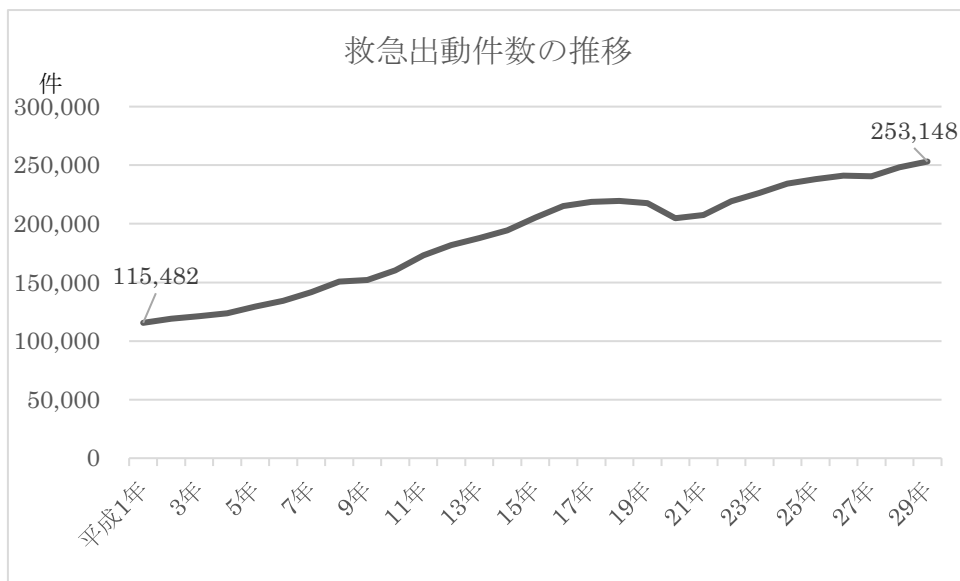
〔図2〕



#### ii) 救急及び予防業務の高度化等

救急需要の増加に伴い救急資格者の養成が急務となっているほか、救命率を高めるため

の救急業務の高度化が行政課題の一つとなっている。加えて高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない態様の火災の発生を受けた消防法令の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。



### iii) 災害の複雑多様化

災害の態様が複雑多様化していることに加え、大規模化の様相を呈しており、緊急消防援助隊派遣時の活動も含め、より高度な活動が求められている。

#### 【道内消防が広域相互応援活動又は緊急消防援助隊活動にかかわった災害等】

年 月	災害名	備考
平成 5 年	北海道南西沖地震	広域応援
平成 7 年	阪神・淡路大震災	これを機に緊援隊の創設
平成 8 年	豊浜トンネル崩落事故	広域応援
平成 9 年	第 2 白浜トンネル崩落事故	広域応援
平成 12 年	有珠山噴火災害	広域応援 緊援隊の受援
平成 15 年	宮城県北部地震	緊援隊の派遣
平成 15 年	出光興産（株）北海道製油所火災	広域応援 緊援隊の受援
平成 20 年	岩手・宮城内陸地震	緊援隊の派遣
平成 23 年	東日本大震災	緊援隊の派遣
平成 30 年	北海道胆振東部地震	広域応援 緊援隊の受援

注) 備考欄の「広域応援」は北海道広域消防相互応援協定に基づく活動、「緊援隊」は緊急消防援助隊の略

## (2) 消防庁告示「消防学校の教育訓練の基準」の改正に伴う課題

全国の消防における職員の大量退職に伴う新規採用者の大幅な増加、災害態様の複雑多様化、大規模化、高齢者福祉施設や有床診療所の火災を受けた消防法令の改正に伴う予防業務の高度化・専門化が進んでいる。

このような背景の下、消防職員の知識・技術の更なる向上が求められていることから、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、平成 27 年 3 月、基準が改正され、この基準を踏まえた各科・課程のカリキュラムの見直しが必要である。

主な改正内容は次のとおり

- ① 安全管理や実科訓練など災害現場における対応能力を養うための教育訓練や緊急消防援助隊の制度や活動内容に関する教育訓練が拡充された。  
また、予防査察や違反処理に関する教育訓練の充実が図られた。
- ② 初任教育の標準的な教科目及び単位時間数の合計は従前どおり（800 時間）としながら、安全管理や実科訓練の教科目に重点配分された。
- ③ 専科教育及び幹部教育においても、消防を巡る課題と必要性を踏まえた安全管理や実科訓練の教科目に重点配分された。

**【初任教育における基準改正の状況】**

種目	単位時間数に変更された主な教科目（旧→新）	旧基準	新基準
基礎教育	◆法制通論（15→20） ◆理化学（15→10） ◆情操（4→0）	8 7	7 2 [△15]
実務教育	◆安全管理（12→16） ◆査察（24→27） ◆防災（22→23）	2 2 3	2 3 1 [+8]
実科訓練	◆消防活動訓練（80→82） ◆救助訓練（40→45） ◆機器取扱訓練（50→55） ◆消防活動応用訓練（80→85）	3 5 5	3 7 2 [+17]
その他	◆選択研修（50→40）	1 2 5	1 3 5 [△10]
計		8 0 0	8 0 0

## 2 教育訓練に係る札幌市消防学校との連携

### (1) 経緯

道消防学校は、昭和23年に設立し、札幌市を含む全道の消防士に対する育成を行っていたが、札幌市において、複雑多様化する都市型災害に対応する消防士の育成を目的とし、平成11年11月に独自の消防学校を設置し、以来、札幌市の消防職員は道消防学校に入校していない。

### (2) 北海道・札幌市消防連携強化連絡会議における協議

地震・局地的豪雨・暴風雪等による災害が各地で頻発し、また、社会経済状況の変化により、地域防災力の中心的な担い手である消防団員が減少している。こうした状況を踏まえ、道と札幌市の連携強化等について協議・検討を行うため、平成26年9月、北海道・札幌市消防連携強化連絡会議を設置し、以来、協議を進め連携に取り組んでいる。

### (3) 道と札幌市が連携し実施した主な教育訓練

#### i) 両校の初任教育による大規模災害合同訓練の実施

大規模災害発生に伴う広域応援活動を想定した各種消防技術の習得と活動に耐えうる体力、精神力の向上を図るとともに、大規模災害時における道内の消防職員相互の顔の見える関係を築くため、平成26年度から道消防学校及び札幌市消防学校の施設を交互に活用して2日間の日程で合同訓練を実施している。

#### ii) 市消防学校救急科救急標準課程における道内消防職員の受入れ

各消防本部の現下の課題となっている救急隊員の養成に対応するため、道消防学校の定数を超える入校希望があった場合、札幌市消防学校において他市町村の消防職員を受け入れている。

#### iii) 特別教育大規模災害広域応援指揮課程の共同開催

大規模災害時に消防本部の異なる複数の消防隊員が行う広域応援活動を適切に指揮できるよう、指揮理論や部隊の安全管理、各種災害の指揮要領など習得することを目的に道消防学校と札幌市消防局が共同で実施している。

### (4) 連携により期待されること

- i) 大規模災害時における道内消防広域応援隊及び緊急消防援助隊北海道隊編成時の顔の見える関係の構築により、活動の円滑化が期待される。
- ii) 道内の消防職員が、札幌市が有する高度な都市型救助技術等を習得することにより、道内全体の消防技術力の向上が期待される。
- iii) 教育訓練施設・資機材等の相互利用により整備施設等の効率的な活用が期待される。
- iv) 科・課程の共同開催等により人員・資機材の節約化が期待される。

※ 参考（他県における政令指定都市消防学校との連携状況）

- a 連携なし（神奈川県）
- b 初任教育における合同体育大会（千葉県）、合同訓練の実施（愛知県、福岡県）
- c 実践的訓練施設（ホットトレーニング施設）等を活用した初任教育における実科訓練の合同実施（兵庫県）
- d 専科教育火災調査科の合同実施（愛知県）
- e 初任教育及び専科教育の市消防学校での共同実施、消防団教育の府消防学校での共同実施（京都府）

3 教育訓練の方向性

【検討会での主な意見】

① 消防職員・消防団員に対する教育

[初任教育]

ア 防災、危機管理、災害対応、消防活動いずれも経験がものをいう世界であり、火災件数も減り、現場経験の中で体験していくことが難しいため、初任教育の中で、実践にかなり近い形の経験が必要。

イ 若年層の現場経験が減少傾向にあり、安全管理を含めた災害対応力の低下は、各消防本部共通の課題。実践的な教育訓練を重視したカリキュラムにすべき。

ウ どの消防本部も職員の平均年齢が若くなってきている。とくに、初任教育は人を助ける前に自分を守ることが大事。そういうことから実践的訓練が必要。

エ 実践的なカリキュラムは消防大学校でもニーズが高い。

[専科教育]

オ 実践的訓練について、専科教育でも、若年職員が多くなってきており、そのフォローアップが必要。

カ 予防分野では、違反処理の公表制度等が導入され、条例改正等が必要となっていており、若い職員に向けた教育が必要。

キ 消防大学校では、火災調査科において模擬家屋を活用するのはスキル向上に大いに役立っている。

[特別教育]

ク 北海道の特性として、災害の態様や消防本部の体制が異なる。そうした中で、道と札幌市の共同による大規模災害広域応援指揮課程で消防本部の異なる職員が共同で訓練を行うことは大変意義がある。

[消防団員教育]

ケ 十分対応できる教育体制の確保と現地教育訓練等地域におけるカリキュラムに対する支援を充実すべき。



コ 過疎化、高齢化の進展により、消防団員の確保が難しくなっている状況で、行政消防団員や学生消防団員、機能別消防団員などにも対応した教育の充実が重要。

サ 消防団員教育において、常備消防や自主防災組織とのつなぎ（連携）についても取り入れるべき。

## ② 自主防災組織に対する教育

ア 北海道は、都市間が離れていることなど、様々な支援が入りにくい場所であることを踏まえると、組織率を上げることは地域の安全に大きく資することになる。

イ 胆振東部地震検証会でも出たが、重要なことは人づくり。地域づくりイコール人づくり。

ウ 北海道の地域性に合わせたような組織づくり若しくはカリキュラムを考えることが重要。とくに、厳冬期の被災を想定した自主防災組織のあり方。これは他府県に真似のできない北海道オリジナルのマニュアルとなる。先進的な取組を参考としながら、そのいいところ取りをして北海道独自の教育を進めるべき。

エ カリキュラムを立てることは、新たに時間やマンパワーが必要となるので、教員増などの検討も踏まえて、絵に描いた餅にならないよう進める必要がある。

## ③ 札幌市消防学校との連携

ア 危機管理全般を含め、一番大切なことは、顔の見える関係。それぞれ事情がある中で、大規模災害が起きたとき、お互い有効な支援活動ができるような形が望ましい。

イ 北海道で大規模災害が発生した際、道外の緊急消防援助隊の到着までに相当な時間を要するため、それまでの間、北海道の消防部隊のみで活動しなければならない。このため、例えば、地方の消防が札幌に来て高層ビル 10 階からの火災に対応できるのか、あるいは、危険要素がかなり高い地下街などの現場で活動ができるのかということを考えると、道内全体の消防技術を底上げすることが理想である。

ウ 現行の連携を継続しつつ、中長期的な課題についても研究していくことが望ましい。

## 【方向性】

### ① 消防職員・消防団員に対する教育

#### [初任教育]

1) 初任教育において、時代に即した教育訓練を実施するため、国の教育訓練基準に準拠するとともに、実科訓練や安全管理など災害現場における対応能力を養うことに重点を置いたカリキュラムを編成する。

2) とくに、火災等が減少し、現場で経験を積み重ねることが困難となっていることから、実践的な訓練が実施できるカリキュラムの編成とし、併せて訓練に必要な施設及び資機材等の整備を進める。

#### [専科教育]

- 3) 専科教育等において、国の教育訓練基準に準拠することを基本とし、実科訓練や安全管理など災害現場における対応能力を養うことに重点を置いたカリキュラムを編成する。
- 4) 警防系教育（警防・救助科）では、安全管理や若年層職員に対する指導者の育成の実現に向けたカリキュラムの編成を目指す。
- 5) 予防系教育（予防査察・危険物・火災調査科）では、業務内容の高度化が進んでいることから、査察実習の要領や模擬家屋を活用した火災調査実習などの専門的な教育に力点を置いたカリキュラムを編成する。
- 6) 専科教育救急科については、救急隊員の早期養成が求められている中、道内消防本部から意見集約した上で、地域特性に適合した教育内容や入校要件などについて検証し、必要により見直す。

#### [特別教育]

- 7) 緊急消防援助隊をはじめとする消防の広域応援活動の機会が増加していることを踏まえ、道消防学校において、広域応援する道内消防本部の各部隊が円滑かつ的確に活動できるよう、大規模災害を想定した教育訓練カリキュラムの充実を図る。

#### [消防団員教育]

- 8) 国の教育訓練基準における消防団教育を視野に入れながら、本道の消防団を取り巻く状況等を勘案し、現行の消防団教育について検証し、できるだけ地域のニーズを踏まえたカリキュラムが編成できるよう再構築する。
- ② 自主防災組織に対する教育
- 1) 胆振東部地震検証委員会からの「自主防災組織の活動の充実による地域防災力の強化」に係る提言を踏まえ、他県消防学校における先進的な事例も参考にしながら、消防学校における自主防災組織に対する教育を組み入れる方向でカリキュラムを編成する。
- ③ 札幌市消防学校との連携
- 1) 当面は、現行の連携（初任教育合同大規模災害対応訓練、専科教育救急科（札幌市学校卒）及び特別教育大規模災害広域応援指揮課程）を継続するとともに、その上で、初任教育における一部教育の共同実施や、特別教育大規模災害広域応援指揮課程における救助技術研修の付加など、連携の拡充に向け引き続き協議を進める。
  - 2) 道及び札幌市における既存の協議組織等を活用し、他府県の連携状況を参考にしながら、中・長期的な視点に立ち、組織の体制変更も視野に入れた抜本的な連携に関し、調査・研究を開始する。  
なお、協議にあたっては道内各消防本部の意向を十分踏まえるものとする。

## 第2章 組織運営体制のあり方

### 1 組織運営体制に係る課題

#### (1) 消防庁告示「消防学校の施設、人員及び運営の基準」の改正に伴う課題

前述の教育訓練基準の改正と同様、社会情勢の変化を踏まえ、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、消防学校施設等の基準が改正され、教員数の算定方式が、従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式から、学生数が最も多くなる時期（最繁忙時の学生数）に基づく算定方式に改められた。

この改正基準に沿った教員数を算定すると16名の教員が必要となるが、現状では14名しか配置されておらず、学生（特に新任教育）の安全管理や教員の安全衛生面で、十分とはいえない状況が生じている。

#### (2) 専任教員と派遣教員について

現在、道消防学校の教員の体制は、元消防職員で道への割愛となった専任教員が過半数を占めており、全国に比べて専任教員の比率が高い状況である。

基幹を担う専任教員と、豊富な現場経験を有する派遣教員（派遣期間2年間）が相互に役割分担をしながら学生の教育・訓練にあたっているが、教育効果面や財政運営面で、専任教員と派遣教員の比率について見直す必要がある。

【H30年度 専任教員の割合】 R元.6 全国調査

区 分	専任教員の割合	備 考
北海道	57 %	・ H30 専任 8 人、派遣 6 人
全国平均	39 %	・ 東京（教員 60 人全員が専任）を除く全国平均は 30%

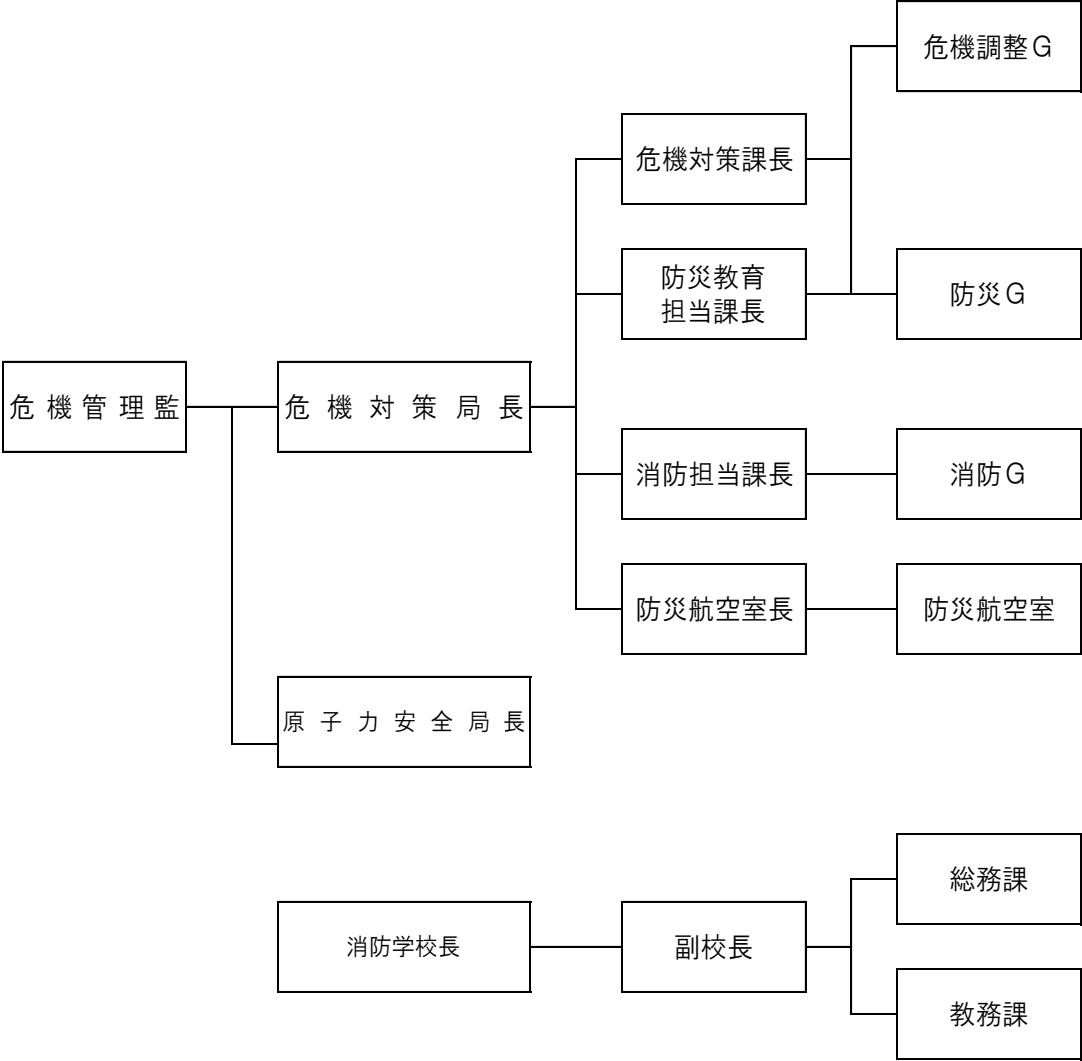
\* 専任教員の割合が50%以上の都道府県は、12/47（約1/4）

#### (3) 組織体系上の課題

消防学校は、道内における大規模災害時、緊急消防援助隊の拠点機能等を担う必要があり（後述）、災害対応に取り組むことを想定しているが、現行の行政組織規則では、危機管理事務を担っている危機管理監の直接の指揮命令下になっていない。

# 危機対策局・消防学校組織図

令和元年7月1日現在



## 2 組織運営体制の方向性

### 【検討会での主な意見】

#### ① 組織体制

##### [教員数]

ア 教育訓練にあたり、一番大切なことは安全管理の徹底であり、最低限安全管理ができるよう、国の基準どおり16名とする必要がある。

イ 施設整備だけを行い、教員数が不足したままで十分な教育が行えないのは本末転倒。施設整備に当たり、安全管理のためにも教員数を増員すべき。

ウ 教員数が定数を満たすことで、派遣教員の負担軽減もつながるので、ぜひ確保すべき。

エ 消防団現地教育訓練は教員を現地に派遣いただいているところであり、定数の16名プラス1、2名増が必要。

##### [教員の派遣]

オ 災害対応に係る教育は、現場経験豊かな派遣による教員が必要である。一方で、基軸となる道職員もいなければならない。きっちりと棲み分けし検討を進めるべき。

カ 職員数が各消防本部で人口減に比例して減っていくとなると、職員を学校に派遣できるのかということも難しい問題になってくると思う。

#### ② 組織体系

##### [行政組織]

ア 道議会で、消防学校のことを危機理監が答弁しているにもかかわらず、消防学校が危機管理監の指揮下にないないというのは、危機管理監の立ち位置がよく見えない。

イ 危機対策局は、災害などから命を守る部局であり、その人材を育成する消防学校をその中に位置づけるべき。

ウ 危機管理監の指揮下にある危機対策局に消防担当、防災航空室が位置付けられていることを考えると、現在の消防学校の位置付けは適切でないを考える。

エ 組織の見直しは、予算、人事の面からも望ましい。

### 【方向性】

#### ① 組織体制

##### [教員数]

- 1) 国の基準を満たしていない状況であり、消防学校で実施する教育訓練において、訓練中の安全管理などへの対応が不十分な場合、重大な事故につながる可能性があることから、国が基準で示す教員数確保を目指す。

[教員の派遣]

- 2) 実践的な教育訓練の充実・強化には、現場経験が豊富な消防職員の派遣教員が必要であることから、今後、派遣教員を増やす方向で市町村（消防本部）との協議を進める。

② 組織体系

[行政組織]

- 1) 大規模災害時の的確な対応や自主防災組織をはじめとした道民への防災に対する知識や意識の醸成など、消防・防災対応力の更なる充実・強化を図るためには、危機管理部局の効果的・効率的な組織体制の構築が必要である。  
こうしたことから、他都府県の状況なども参考にしながら、危機管理監の指揮命令系統の下、危機対策局と一体となった組織として消防学校を位置付ける方向で、道関係部局との協議を進める。

### 第3章 施設整備のあり方

#### 1 施設整備に係る課題

##### (1) 消防学校施設等の基準（消防庁告示）の改正に伴う課題

###### i) 基準の改正

前述の教育訓練基準の改正と同様、社会情勢の変化を踏まえ、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的に、消防学校施設等の基準が改正された。

主な改正内容は次のとおり。

- ① 備えるべき設備において、模擬消火訓練装置（AFT）、実火災体験型訓練施設（ホットトレーニング）、震災訓練施設等、実践的訓練施設が加えられた。
- ② 備えるべき教材及び教具として、NBC災害対応訓練用資機材、救急教育訓練用人形及び自動体外式除細動器が加えられた。

###### ii) 基準改正に伴う訓練施設等の課題

訓練施設等については、国の基準に基づきながら、順次、整備を行ってきているが、基準改正により追加された実践的訓練施設など未整備の訓練施設もある。

また、従前からの基準に示されている一部の消火訓練施設については、取り壊し予定の江別市の廃止住宅を借用し実施している状況にあり、使用できなくなる時期が未確定の中での訓練となっており、必要な訓練施設の整備に向けた検討が必要となっている。

国の施設等基準に示されている消防学校が備えなければならない施設等の主なもの及び全国の整備状況は次のとおり。

訓練施設名称	整備	施設概要	道の整備状況
模擬消火訓練装置 (AFT)	14校	プロパンガスバーナー等によって、火炎を発生させ訓練室内で火炎を模擬。火炎を自在にコントロールでき、実際の火災に近い環境を再現できる装置	なし
実火災体験型訓練装置 (ホットトレーニング)	12校	木材等を燃焼させ、熱気と煙を発生させることにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる装置。	夕張市において仮設コンテナを使用
震災訓練施設	30校	倒壊建物を想定した敷地に瓦礫救助訓練施設と救急救助訓練施設を組み合わせ、閉鎖空間における救助訓練ができる施設。	なし
模擬火災訓練家屋	19校	一般住宅を模した訓練家屋で、はしごの取扱いや火災を想定した放水及び検索訓練など臨場感のある実践的な消防活動訓練を行う施設。	校舎に放水、また、隣接の空き家屋を借用
水難救助訓練施設	16校	気泡発生装置により濁水環境を再現するなど様々な環境を想定した水難救助訓練を行う施設。	公共プール、海上を利用
高層訓練塔 複合訓練施設	27校	高層の訓練塔を活用し高層建築物火災対応訓練や、梯子車架梯訓練、迷路避難訓練室、水没できる設備など、総合的な訓練を行うことのできる施設。	高層訓練塔のみ 昭和 61 整備

全天候型 屋内訓練施設	27校	積雪時や雨天時において、屋内に車両などを入れ各種訓練を実施できるほか、渡過訓練や登はん、降下訓練などの救助訓練も行うことのできる施設。	昭和 55 整備 平成 26 耐震化
----------------	-----	---	-----------------------

注) 整備状況は、消防庁調査による平成 30 年 3 月現在の数値

## (2) 緊急消防援助隊等活動拠点施設機能上の課題

### i) 北海道胆振東部地震における消防学校の活用

#### ア 北海道広域消防応援隊

道央地区の石狩、空知、後志管内の広域消防応援隊の集結場所とし事前の調整会議を実施したほか、学校の燃料を補給するなど、応援隊の拠点施設として活用した。

#### イ 緊急消防援助隊

仙台市や埼玉県航空隊宿泊及び横浜市の中継場所として活用した。

### ii) 必要性と課題

道内において大規模災害が発生し、道内消防本部の広域応援隊又は他都府県の緊急消防援助隊等が投入されるような場合、被災地への迅速な消防部隊の投入を可能にし、自立的な活動を確実に遂行するために、必要な活動部隊への後方支援機能を担う広域的な総合進出拠点機能が必要となる。

消防学校は、宿泊施設や燃料等の備蓄物資を有し、一部活動拠点としての機能を備えているが、そのためには、応援隊の調整本部や戦術会議等を行うための大教室、さらには、非常電源、災害活動用資機材、備蓄庫等が必要となるが、整備されていない。

## 2 施設整備に関する札幌市消防学校との連携

### (1) 教育訓練施設等に係る連携状況

現在、道消防学校と札幌市消防学校が相互に連携している初任教育大規模災害合同訓練では、相互に屋外訓練場を野営地として活用しているほか、道では 1 機しか整備していないエアートントを札幌市が供与するなどの連携を図っている。

また、特別教育大規模災害広域応援指揮課程では、札幌市内の各消防署や市消防学校、道消防学校校舎等を活用し連携を図っている。

### (2) 教育訓練施設等に係る課題

教育訓練施設・資機材等の相互利用により整備施設等の効率的な活用が期待される場所であるが、先の消防学校施設等の基準により新たに加えられた実践的訓練施設については、道、札幌市のいずれも整備しておらず、その整備が課題となっている。

## 3 施設整備等の方向性

### 【検討会での主な意見】

#### ① 校舎及び寮舎

ア 校舎整備の土地に関しては、札幌で何かあったときにも支援できるという地理的特性を踏まえると、現有地で整備を行うことは理にかなっている。

イ 大教室がないため、2 回に分けて同じ講義を行っている。大教室を整備するこ



とにより、教員の負担も軽くなるし、新たなこともできるようになる。

ウ 消防学校の学生寮や様々な場所での女性への配慮を更に、男女分け隔てなく、しっかり学べる施設にすべき。

エ 学生個人々に疲労が残らないよう、ということも考えると乾燥室も備える必要がある。

オ 衛生管理上及び快適な環境の観点からも、洗浄乾燥室の整備や寮の施設を充実すべき。

## ② 教育訓練施設

ア これまで 53 年使用され、今後 50 年使用する施設と考えると、それを踏まえた上で最新のもので整備すべき。

イ 火災件数が減少しており、現場経験がなくなっている状況で、実火災訓練施設を充実する必要がある、とくに、A F T は強く求めたい。

エ 全国的にも災害が減少する傾向にある中、現場経験の少ない若年層に対する教育訓練の充実が求められている中で、現場対応型の施設や研修がこれから益々重要になる。

オ 地域格差が生じないように、国が基準で示す消火訓練施設など、実践的な訓練施設を整備すべき。

カ 消防学校は、人材育成に欠かせない施設であるからこそ、育成には時間がかかるので、それには施設も必要である。

## ③ 札幌市消防学校との連携

ア それぞれ学校設立の経緯や意義があると思うので、相互の情報を共有しつつ、一つひとつ整理していくことが重要。道と札幌市の連携による一層の強力な体制を期待する。

## ④ 緊急消防援助隊等拠点施設機能に必要な施設

ア 緊急消防援助隊の活動拠点として位置づけるべき。その際、旭川市の防災センターでは、車庫がシャワー室になっていたり、体育館の壁からベッドが出てきたりと有事の際の機能を持った拠点が整備されている。緊急消防援助隊の活動拠点については、そういう形を参考にすべき。

イ 緊急消防援助隊の活動展開については、首都直下地震や南海トラフ地震などが発生した場合、北海道から行かなければならず、江別は地理的に道北、道西からそれぞれ集まってきたところで環境的には適地と思われる。

ウ 緊急消防援助隊の活動拠点施設については、胆振東部地震の際、広域応援隊が集結場所として活用した実績からも、活動拠点施設の機能が必要。

エ 緊援隊の基地ということもあるが、実際には、災害派遣の時には、緊急消防援助隊だけでなく、自衛隊の災害派遣隊、警察の広域応援隊など、そういうことも

含めて、意識しておく必要がある。

オ できれば、道庁の危機管理センターが万が一の場合、そのバックアップ機能としての施設が運用され、活動連絡調整室の道のバックアップ基地としての機能を盛り込んでもいいのではないか。

## 【方向性】

### ① 校舎及び寮舎

1) 校舎の立地場所については、校舎移転から50年以上に渡り、各施設を整備し、一体的に運用されていることや訓練に必要な十分な敷地が確保されていること、また、近隣住民から訓練に伴う騒音などへの一定の理解が得られていることなどの理由により、現在地での改築が望ましい。

2) 施設の立地については、ハザードマップ上安全な場所であり、浸水エリアではなく、急傾斜地による土砂災害が懸念される場所でもないことから、整備（改築）の適地と考えられる。また、現在の敷地は、次のとおりの立地特性等がある。

#### 【立地の特性】

- ・ 訓練に必要な十分な敷地が確保されている
- ・ 道内最大都市札幌市に隣接している
- ・ 高速道路のインターから近距離にある
- ・ 近隣住民から訓練に伴う騒音などへの一定の理解が得られている

3) 校舎の整備（改築）に当たっては、現校舎をベースにしながら、機能や役割を果たすために、必要な施設と面積を確保するとともに、可能なものは統合を行い、不要部分を縮小・削減することで、必要面積を積み上げ算出する。なお、各施設の必要面積については、他県事例等も参考とする。

4) 初任全体授業や札幌市消防学校との合同授業、大規模な図上訓練等を行うため、基準で示されている大教室を整備する。

5) 男性と女性の施設利用を踏まえ、望ましい教育訓練環境となるような施設の整備に努める。また、学生の訓練環境を整えるため、基準で示されている洗浄乾燥室を整備する。

6) 現在改修中の寮舎、現校舎については、江別市の広域的指定避難所に指定されていることを考慮して整備する。

### ② 教育訓練施設

1) 『消防学校施設等の基準』に示されている学校として備えなければならない施設で、直近の基準改正で、訓練施設として追加された実践的訓練施設については、市町村からのニーズが高く道内の消防力や災害対応力を向上させる上で必要な施設であり、教育効果上、有効な訓練施設であることから、校舎整備に合わせその整備を進める。

#### 【整備が必要な訓練施設】

- ・ 模擬消火訓練装置（AFT）及び消火訓練施設（模擬住居施設）
- ・ 震災対応訓練施設

- 2) 大型油圧器具などの消防資機材は、年々軽量化、高性能化が図られ、各消防本部においてもこうした最新鋭の資機材を整備するところも増えてきている中で、消防学校が有する資機材は消防現場のものと乖離しているものも少なくないことから、時代に即した教育を行うため、必要な資機材を整備する。
- 3) 訓練施設の整備にあたっては、国の施設等基準に沿い、道自らが整備することを基本としながら、他機関施設の借用等も考慮に入れ、進める。

### ③ 札幌市消防学校との連携

- 1) 共同開催の科・課程実施に伴う施設の相互利用を促進するとともに、今後、道において新たな施設を整備した際には、札幌市消防学校の利用を促す。

### ④ 緊急消防援助隊等拠点施設機能に必要な施設

- 1) 道消防学校では、宿泊施設や生活関連施設、燃料等の備蓄物資を備えており、また、敷地面積も広いほか、高速道路のインターから近距離であり利便性が高く、こうした施設の特性を活かし、大規模災害時においては、緊急消防援助隊等の活動拠点や地域住民の避難所等の役割を担うことにより、北海道の防災・減災に寄与できる。

こうしたことから、施設整備にあたっては、これまでの学校教育という視点のみならず、これら機能が十分に発揮できるよう幅広い視点での整備を進める。

- 2) 緊急消防援助隊等の拠点施設を担うこととし、現在整備されているものに加え、次の施設・設備の整備を進める。

#### 【整備を検討する施設・設備】

- ・ 緊急消防援助隊等の戦術会議等が可能な大教室
- ・ 自家発電機
- ・ 燃料施設等（拡充）
- ・ 備蓄庫
- ほか